

上州東毛地域における地域間関係と女子奉公人

蓼 沼 綾 子

はじめに

我が国では、特に一九八〇年代以降、女性史研究が盛んに行われてきた。それに伴い、近世史の分野においても、女性に焦点をあてた研究が進んでいる。中でも、女性の労働に関するものでは、長島淳子¹⁾、菅野則子²⁾、長野ひろ子氏³⁾らの成果があげられ、女子労働の具体的な内容とその時代的变化、男子労働との差異などが明らかとなってきた。特に、長野氏の研究においては、特定の「家」の史料が用いられ、「家」経営体の内部における女子労働の具体像が考察されてきた。

本稿では、そうした成果に学びつつも、女子労働の具体的内容や「家」経営体内部における男子労働との分業形態の考察をひとまず置き、主に商品流通をはじめとする地域間関係の変化が及ぼす女子奉公人の就業機会の変化を考察することを目的としている。

今回対象とするのは、上州桐生地方を中心とする東毛地域（現在の群馬県東部）である。この地域は、元文三年（一七三八）に京都西陣の高機による製織技術が桐生に伝わってからその影響を少なからず受けており、その為に商品流通形態や女子労働の内容、女子奉公人の就業機会に

も大きな変化が及んだ地域である。そこで、東毛地域において製織技術が普及していく過程において、東毛地域とその他の諸地域との関係がいかに変化し、又、そのことが女子奉公人の就業機会のあり方とどのようなものであるのかをここでは考察していきたい。

そもそも近世における女子労働には、どのような労働形態があったのだろうか。長島・長野・菅野前掲論文には、近世における農村女性の労働として主なものとして、家事労働・農業労働に加えて養蚕・製茶などがあげられている。又、長野氏の論文の事例は、武州多摩郡伊奈村の石川家の当主の日記記事から、家内における労働に関しての考察を行うもの——したがって上層農の家の女性、当主の妻・娘達の考察——であった。この論文で長野氏は、「娘達や女子奉公人も含め女性の農作業は、養蚕・製茶労働に限定される傾向があった」と考察されている。東毛地域においても、女子の就業形態として茶摘み奉公や機織り奉公が挙げられるが、こうした就業機会が、商品流通形態の変化により、少なからず影響を受けていると思われる。そこで、本稿においては、上層農をはじめとする特定の家や個人の考察よりも、商品流通のあり方をはじめとする、地域間関係の変化との関連から女子奉公一般が抱える問題を捉えることを主

眼とした。

一 東毛地方における地域間関係―猿島地方との関わりから―

上州桐生地方は桐生織物を産したことで著名な地域であるが、この地域において江戸との取引を行ったことが判明する最も古い文献は貞享元年（一六八四）の仕切であるという。又、京都との取引関係で最も古いものは、元禄九年（一六九六）の仕切に見られる。これらのことから、少なくともこの頃より江戸・京都との織物取引が行われていたことが分かる。『桐生市濠觴及織物由来記』によれば、「宝永年頃より為登糸絹之荷数段々多成る故に、荷請に問屋仲間中手代毎年下る」とあり、宝永年中（一七〇四―一七一）には、京都の問屋仲間の手代が、直接買い付けに來ている。また同書によれば、少なくとも享保頃には「為登師」と「国売」との二種類の販売形態があり、即ち京へ出荷する者と、諸国に売り歩く者がいたことが分かる。この頃の「国売」の具体的な出荷先については明らかになっていない。しかし次にあげる史料は、恐らく「国売」の内容を示していると考えられるものである。

〔史料一〕

土浦ハもと三万斛の御城ニて、寛文二四万五千斛の御城下ニ成、又天和二年に松平因幡守様式万式千石にて御城主たる土地なれハ、御城下ハ皆農人と駅場の伝馬人足つとめの者のミにて商人少し、上州桐生・武州八王子・甲州郡内のきぬうり土浦へ來初たるは元禄二年御当代の御入部時分を始とす、貞享元年因州様時分に京より帯壳初

て來ると也

右の史料は、元禄年間に桐生の商人が、常州の土浦において絹商売をしていたことを示すものである。この事例は、恐らく「国売」という形態での商取引と思われ、桐生において京都との取引が行われるようになる頃には、同様に「国売」が近隣に絹を売り歩いてきたものと推察される。宝永年中以降の桐生と京都との取引については、実際に取引先の問屋の手代が桐生まで買い付けに來ていたが、「国売」の場合、桐生の商人自らがその荷を運んだと思われ、土浦方面に出荷する場合、恐らくは「瀬戸井街道」を利用して、駄馬で運んだものと推察される。それ故に、この「瀬戸井街道」における商取引形態がどの様なものであったのかを次に見ていきたい。

〔史料二〕

〈端裏書〉

〈朱筆〉

「思名村出入御裁許写 享保十三申年五月」

一 思名村甚右衛門訴出候は、甚右衛門義上州館林足利桐生高崎辺呑茶中買商売仕渡世相立來り、右茶荷物境町古河町河岸え古來より出し來り道筋ニ御座候處、右道筋を捨て仁連町懸り茶荷物可附送旨、仁連町善右衛門申候、然れ共只今迄荷物附送候道筋は野道新道ニても無之、古來より通路仕來り候道ニて、右道筋を打越仁連町へ懸り候へハ半道余之廻り、殊ニ新規成申方得心難仕候、其上館林より手馬遣茶三駄古河道へ附遣候處、仁連町より差留メ候、先格之通不相障様ニ被仰付可被下旨申之

一 仁連町答候は、仁連町之儀奥筋出入之荷物請払之宿場ニて、此度

恩名村より境町古河町へ付越候道筋偽り候、境町え之往還仁連町谷

貝町御定之道筋并仁連町より古河町へ継来り候、是又道法之儀半道

近有之段相定候、縦道法近候共往還差置、殊仁連町地内脇道仕候

一段不届二候、甚右衛門儀近年上州辺商人引請茶商売仕、荷物付越候

様及承候間、度々相断候え共附越は届不申其通り仕罷有候、右附越

道筋野道脇道ニ無紛候、本宿ニて馬次候様被仰付可被下旨申之

右出入遂吟味之処、甚右衛門義茶中買売之儀年久敷帳書物無之、式拾

年以前丑年茶荷物駄賃帳差出候、茶荷之儀例年凡五六百駄程宛仕立所

々商人へ売渡、恩名村より古河町境町河岸へ付出し来り候由申之候え

共、右道筋附出候筋之証拠無之候、仁連町申候は、恩名村より仁連町

へ懸り古河境え付送り候筈之由申候え共、是又証拠無之、仁連町問屋

庭帳遂吟味候所、八年以前丑年恩名村近所水口村吉兵衛茶荷物拾式駄、

仁連宿より谷貝え売度付送り義庭帳書載有之候え共、其外ニは附出候

荷物馬継儀不相見証拠不相成候、勿論双方立会道法為致候所、恩名村

より仁連町本道へ相懸り、境河岸へ拾三丁余近、古河河岸へ五拾間余

遠候由、然上は恩名村より通路仕来り候由申、道筋近道申ニては無之、

本道え不相懸右道筋通来り候、仁連町より不相差置候儀と相聞へ、

恩名村之儀往還筋ニても無之、脇道より附出候荷物之事二候条、恩名

村より古河町境町両河岸へ附出候舟廻シニ成候荷物、又ハ右河岸ニて

商人え私之荷物之分ハ、仁連町へ不相懸有来り道筋附出候共、可為

勝次第候、次荷物ハ仁連町差出馬継可仕候、右野州都賀郡乙女河岸

より付出候荷物、日光道間々田町付越候二付、元禄年中及出入ニ其節

也

享保十三年申五月

池田喜八郎

右裁許之趣承知仕双方奉畏候、然ル上は恩名村より古河町境町両河岸

へ附出候茶荷物、并右両河岸ニて商人え私候荷物之儀ハ、仁連町へ不

相懸有来候道筋附出候共勝手次第第二可仕候、直ニ先々之宿え附送候荷

物を、右両河岸場へ附出之荷物申偽追通し候状、又は他所より之送り

荷物、恩名村ニて取次付候様成紛敷儀仕間敷候、若此旨を相背候ハ

、何分之曲事にも可被仰付候、依之双方印形差上申候、以上

下総国結城郡恩名村

申五月

訴訟人 甚右衛門

名主 勝右衛門

同国 猿島郡仁連町

名主 善右衛門

組頭 治左衛門

この史料は、享保十三年（一七二八）に恩名村（現茨城県猿島郡三和町）で「吞茶中買商売」をしていた甚右衛門と、その近くの仁連町（現

茨城県猿島郡三和町）の間屋善右衛門との間に起こった出入の裁許状である。その出入の内容は、甚右衛門の茶荷物を、出荷の際、仁連町を通

すか通さないかという件で訴状沙汰になったものであるが、その出入一件からは、様々なことが読みとれる。右の裁許状から、甚右衛門の「吞

茶中買商売」に関して判明することを挙げると、次の通りである。

① 甚右衛門は、「式拾年以前丑年茶荷物駄賃帳」を提出しているこ

とから、少なくとも一八世紀初頭より茶商売を行っていた。

② 年間の取引量は「五六百駄」程であった。

③ 茶荷物は古河町と境町の両河岸へ送り、そこから「舟廻シ」とするか、或いは両町に来る各地の商人へ売却するかして、各所へ配送されていた。

④ 善右衛門によれば、「甚右衛門儀近年上州辺商人引請茶商売仕」とあり、最近では上州の商人と直接取引を行っていたことが分かる（但し、甚右衛門の主張では、随分以前からこの地方と取引を行うことで生計を立てていたことになっている）。この「上州辺」とは、より具体的には「館林足利桐生高崎辺」（上州の館林・桐生・高崎・下野の足利）であった。

⑤ 右の際には、③の后者のパターンに近い形で茶荷物取引を行っていたと思われる。本文中に「館林より手馬遣茶三駄古河道へ附遣候」とあり、このケースでは、館林の商人が、自らの馬を「古河道」を通じて出向かせている。この「古河道」とは瀬戸井街道のことであると思われる。つまり、甚右衛門方の幸領が直接取引地に運ぶのではなく、取引先の商人方の馬が近辺までやって来て、茶荷物を積んで帰るという手順を採っていたものと思われる。茶荷物の受け渡しの場がどこであったかは特定できないが、仁連町で善右衛門らに差し止められていることから、甚右衛門のいる恩名村のかなり近くまで館林の商人が出向き、取り引きしていたものと推察される。

現在の茨城県西部（下妻・結城・猿島地方）では、既に十七世紀後半には茶の栽培が行われ、売買されていたことが知られているが、右の史

料からは、十八世紀前半には、茶の取引を通して、猿島・下妻地方と、上州館林・桐生地方との密接なつながりがあったことを示しているといえる。その際、「瀬戸井街道」が、両地方を結ぶ人・物の流通に大きな役割を果たしていたことが推察される。尚、境河岸における延享三年（一七四六）の「諸荷物駄賃船賃定帳」¹²には、上州行の茶荷の駄賃規定があり、境河岸から上州に向けて頻繁に茶が出荷されていたことがうかがえる。

以上のように、両地域は、「瀬戸井街道」を通じて物資のやりとりが盛んに行われていた地域であったが、その中でも重要な産物が猿島茶であった。十七世紀末においては、このルートを通して桐生地方より土浦方面へ向けて絹が出荷され、少なくとも十八世紀初頭には猿島地方より桐生地方へ茶が出荷されるという、相互依存関係があったことが推察される。桐生地方から土浦方面へ向けた絹取り引きがいつ頃まで継続していたかは不明であるが、元禄年間以降もしばらく続いていたとすれば、桐生の絹商人は土浦方面へ絹を売りに行き、その帰途に猿島茶を仕入れていたのではないかと思われる。今後の検討課題としたい。

また十九世紀前半には、会津地方の麻商人においても、麻を江戸に出荷する場合、江戸からの帰りに猿島茶を手に入れて帰るという事例が見られ、こうした猿島茶の流通をめぐる地域間関係とその変化は、今後きちんと究明されるべき点であろう。¹³

二 東毛地方の女子労働―『織物之記』の記述から―

では、右に考察してきたような地域間関係を築いていた東毛地方において、女子労働はどのような形態を取っていたのだろうか。

現在、『桐生市濫及鳩織物由来記』（以下『織物由来記』）という、桐生地方における織物業の展開過程が詳しく記述された書がある。この書は明治十九年（一八八六）の写本であり、東京大学史料編纂所の所蔵である。原本は所在不明であるが、もとは桐生新町の新居家にあつたものである。原本は、この写本の内容から、桐生新町の織屋新居与一兵衛峯章が本人の体験談を明和八年（一七七二）頃書き記したものに、その息子甚兵衛時傳が跋文を付し、更に甚兵衛の息子東市繁謙がその両方を筆写したものと思われる。この書は、桐生織物業の発展に貢献した与一兵衛本人の体験談が口語体で書かれており、当時の状況を詳しく見ることが出来る。

その中で与一兵衛は、東毛地方における、女子奉公人の様子を詳しく語っている。その一文には、

館林領前々下妻や猿嶋領之茶摘奉公、奥州海道小山驛江勤させけるか、桐生二而わ野山かけせず上職の勤、給金過分二貰事なりければ、我も／＼と桐生江登る

というようにあり、この史料から、上州館林地方の女性の奉公先は、「前々」（寛保年間の水害以前、後述）には主として下妻や猿島、小山であつたことが判明する。館林地方は、後述するが、寛保年間（一七四

一〜四四）以降、桐生地方へ多数機織女子奉公人が出ている地域である。与一兵衛によれば、彼女達は「前々」には下妻や猿島に奉公することが多く、またその場合は「茶摘奉公」であり、農業労働としての奉公をしていたことが判明する。一方、小山に奉公した場合は、ここでは特筆されていないが、おそらくは宿場での下女奉公の類であつたと思われる。

右のように館林地方の女性が下妻・猿島や小山といった地域に奉公に出ているということは、館林近隣においては、下女奉公以外に、技術的に女子労働を行える産業や機会がなかつたことを示していると考えられる。そこで、下女奉公以外の女子労働といえば、「茶摘」があげられ、館林領から近い茶の産地として下妻・猿島地方があつたことが、館林領の女性労働の場としてこの地域があげられることとなつたのであろう。

館林地方と下妻・猿島地域とは、前項で見たように、茶取引によって密接に結びついていた地域であつた。こうした地域的な結びつきが前提となつて、館林の女性の就業機会が猿島・下妻両地方に求められていたものと推察される。

しかし先の一文は、そうした彼女達が、近くて給金が良いという条件により、段々とその就業機会を桐生に求めていったことが示されている。そこで、彼女達がどのような経緯で桐生地方に雇われることになつたのか、次に見ていきたい。

『織物由来記』によれば、寛保二年（一七四二）の利根川の水害で大飢饉となり困窮した利根川筋の村々から桐生地方に女子奉公人が来るようになり、その数が年々増加するようになったという。この利根川筋の村々とは、舞木村（現群馬県邑楽郡千代田町）・下大輪村（現群馬県邑

寒郡明和村)・逆巻(酒巻)村(現埼玉県行田市)・川俣(川股)村(現群馬県邑楽郡明和村)などであった。これらの奉公人が来た時は、当初一兵衛やその縁故の者がその宿所を提供し、そこから奉公先が決定されていったようであるが、延享三年(一七四六)にはその数が三〇人余に達し、個人的な世話では処理しきれず、その頃より奉公人宿と称される、奉公人の幹旋業を営む者が現れた。¹⁶⁾「奉公人宿元祖」と呼ばれる若松屋清右衛門は、自ら館林城下や館林藩支配下の村々を訪れ、女子奉公人の獲得に勤めている。この幹旋業者は、少なくとも宝暦期(一七五―一七六四)には七軒を数え、『織物由来記』によれば、奉公人宿は、最盛期には七軒で年間七百人程を幹旋していたという。幹旋時期(奉公人出替日)は十二月上旬で、奉公人市と呼ばれ、かなりな賑わいを見せた。こうした幹旋は桐生新町で行われたが、奉公先は必ずしも桐生新町とは限らず、市日には近在からも女子奉公人雇用を希望する者がやってきた。つまり桐生新町は、単に、館林領からの女子奉公人の奉公先となるだけでなく、徐々に近在村への女子労働力の供給地ともなっていたのである。次の史料は、『織物由来記』にえがかれた、奉公人宿(宿屋)の幹旋の様子である。

〔史料三〕

上中並織連品々なりし、其中、上織わ格別に織まへよけれハ、是を抱たし抱んと宿屋江尋見るに、門口からゑいたうく御めんくくと声限り漸々ト押分テ行、亭主に逢テ、上織あらハ我ら方へ御世話くを押かへしいわれて亭主ハ見向もせず、適々来りし人見て鼻テ挨拶し、上織わあら方に済口し究れとも、然シとれもよふ織まする、

とれ成供御見物候て御相談し相究んと言しをたのしむ。(中略)：彼わ已然手前にて織ならわせし物なるか、今わ上織の聞へあり、是を抱んと親父を尋て聞に、に今しかととして究たる所もなし、前度娘か織ならいの時分御世話ト言御恩になりし今ハ相応に織ますよし、御家から給金不足にて茂参り勤度娘か願といわれて、内談しテ亭主に語るに、イヤ是あれか事ハ先達而此方江相談シうけて置所有ト言、奉公人親父ハ片時も早く済して戻り度と思ふか故に、娘か馴染の御家なり、何とそ外をはつして成供参り度ト願しなりと雖も、合点せずして、別而約束ハなけれ供、常々懇意之其方江心当てそ残しける、夫よりは是非なく中織位を抱テ上織分之給金なりシ

右のように、機織奉公人はその技術により上・中・並とランク付けされ、雇主側は、技術の高い奉公人を希望した。しかし、その需要の高さに供給が追いつかず、技術の高い奉公人を雇うのは困難であった。奉公人宿もそうした状況を利用し、なるべく自分の利益となるように取り計らい、普段より連絡のある(つまり付け届けなどある)雇い主へ上織を幹旋していた。その為、以前ある雇い主の所で織物技術を身につけさせ「上織」となった奉公人でさえ、雇い主と奉公人側との相対で雇うことが出来なかつた。以上のことは、この時期にこの地域が織物業を急激に飛躍させ、織り手への需要が高まり、その結果、この時期に織り手としての技術を身につけていった女性が多数いたことを意味している。

右の館林領の女子の桐生地域への奉公は、『織物由来記』の中では水害を契機としているが、こうした女子奉公人の増加は、実際には元文三年(一七三八)に桐生地方に高機が導入されたことが直接の原因である

と考えられる。『織物由来記』によれば、利根川筋で水害のあつた翌寛保三年頃には、高機は「山田郡勢多郡新田郡前橋領館林領足利郡西上州安中諸田其外所々」へひろまったという。『織物由来記』には、水害当初の奉公内容には「腰元勤」などと書かれているが、後には、史料三にも見られるように、専ら機織労働に従事したようである。右のように、桐生地方のみならず、織物技術を身につけた館林地方の女性に支えられ、飛躍した桐生織物であつたが、その後近在の女性が機織の技術を身につけて行くにつれ、桐生としてはその女性奉公人の獲得が困難になつていったようである。次項で、その様子を見て行きたい。

三 桐生織物の発展に伴う女子奉公人雇用の変化

右のように、桐生を中心とする地域においてこの地域において高機による織物が盛んとなるにつれ、その奉公人移動が激しくなつた。特に、技術の流出を恐れた桐生地方では、安永十年（一七八二）に桐生領五十四ヶ村の者が領外へ出て機稼ぎをすることを禁じたり、逆にまた、桐生地方に技術を習得に来ていた館林地方の奉公人は、領内から他領へ奉公に行くことを藩から禁じられるようになった。

このことは、近在から桐生地方に奉公し、技術を習得した女子奉公人が、その一応の技術をもとに、自らの地域において機を織る様になつていったこともその要因の一つと思われる。こうした動きに危機感を持った桐生では、寛政六年（一七九四）には越後から機織奉公人の雇入れを画策するようになった。この間の経緯は次の史料一に詳しい。

〔史料四〕（傍線筆者）

乍恐以書付奉願上候

一 酒井大学頭領分上州山田郡桐生町百姓善左衛門奉申上候、桐生町始桐生領四拾八ヶ村之儀山間地狭之所致農業而已二而渡世難相成、従古来蚕糸絹家業仕、女奉公人者同州館林領野州佐野足利辺より召抱糸絹手業相仕置候所、近年一躰奉公人数少罷成候上、館林御領者去年已來奉公人殿敷御呼戻二付弥奉公人私底仕、今更家業渡世可仕手段無之程之仕合二而難儀至極仕候、依之隣国之儀御座候間、越後国江罷越、女奉公人召抱糸絹手業相仕込申度奉存候、尤相對之儀二御座候得共、式三拾里之道法女奉公人召連候事二御座候間、若於途中故障之儀等御座候而者甚難儀仕候儀二御座候二付、可相成御儀二御座候ハ、右道中筋御料并御私領方江兼而被為懸御声被下置候様奉願上候、左候得者、差障候者も有御座間鋪無事引取候儀二而格別勝手ニも罷成候儀二御座候間、此段奉申上候、御慈悲を以願之通被為仰付被下置候ハ、桐生町在一統拳而難有仕合奉存候以上

酒井大学頭領分

上州山田郡桐生町

寛政六寅年

願人 善左衛門

四月

御奉行所様

この願書は「桐生町百姓善左衛門」によるものであるが、この人物の詳細は不明である。また、この願書が受理されたか否かも不明であるが、桐生新町の「日用稼」等にはこの頃より「越後者」が加わってくるこ

が確認できる。従つて、機織奉公人に關しても、この後、越後から雇われた者の存在も推量できるのではないだろうか。いずれにしても、桐生新町においては、以前には、上州館林・野州佐野・野州足利をはじめとして、領外からの多数の機織奉公人が来ていたにも関わらず、この時期には桐生新町内の機織奉公人払底の状況、すなわち機織奉公人雇用の苦勞が伺える。しかし、現実にはこの時期桐生新町全体の奉公人は増加傾向にあり、こうした奉公人払底状況は、恐らく、足利の発展や館林領の奉公人呼び戻し政策のみが生み出したものではなく、桐生新町内で必要とされる雇用労働力が増加にしたことに対して、その供給が追いつかなかつたことにも原因が認められるといえよう。そして、その供給をどう確保してゆくかが問題となつてくるのである。それと共に、他領から奉公に来て技術を習得した奉公人が、今度は自らの地域において機を織ることが可能な状況となつて来ていたことが一つの要因であろう。

以上のように、高機の移入と、高機を利用した製織技術の普及を必要とした桐生織物の発展は、地域の就勞のあり方を変化させた。当初は高給の奉公が出来る所として他領からの女子奉公人を呼んだ桐生地方も、その技術が各地に広まるにつれ、奉公人雇用地を新たに求める必要が生じたのである。このことは、桐生地方のみならず、館林・足利・佐野等の地方において、女子の機織技術を向上させ、その技術をその地域において活かせる土壤を生み出すこととなつた。例えば、足利織物が桐生織物の存在を脅かしていったように、桐生地方を介さず、直接江戸との取引を行うようになっていったことがその一例であろう。

こうして、これらの地方において女子が機織技術を身につけたことに

より、個々の家族経営のあり方や生活が変化したたであろうことは容易に推察されるが、ここでは触れる用意がないので、今後の課題としたい。

四 桐生地方における幕末の女子奉公人

右のように機織技術の向上が一般化してくると、その奉公のあり方や、個々の家での生活に大きな変化が生じるようになってくる。その様子を次の史料から見てみたい。

〔史料五〕

（鑑裏書）

一 桐生町江 上州山田郡下広沢村

丑四月十七日 機織賃滞願出ル 名主 武右衛門

乍恐以書付奉願上候

鳥居橋之助知行所上州山田郡下広沢村名主武右衛門奉申上候、私儀農間機渡世罷在候処、去ル五ヶ年巳酉酉年四月中、同郡境野村百姓徳次郎儀同村百姓伊平次伴伊助同道いたし右徳次郎申聞候者、同人江娘を縁付候処家内不和合二付、隣村葉鹿村江借家為致度候得共、引越入用二差支候間、右伊助夫婦二賃機為織右賃銀を以返済可致間、金三両織賃先貸いたし呉候様折入而被相願、無據同村百姓吉兵衛請人二而、右金用立機賃織差遣シ候處、猶同年五月中右徳次郎罷越、先年生國不知女子老人中山道筋方連来リ機織奉公二差入候處、実親尋来勾引之旨掛合請始末、被及出訴候而者難渋至極二付、前同様機織賃を以返済可致間、右女子主人方身

之代償金式兩是非共貸呉候様折入而被相歎、難渋之次第不見忍、右金用

立遣シ候儀ニ御座候、然ル處同年十一月中伊助夫婦も葉鹿村借家を仕舞、

徳次郎方江同居いたし候處、機紋引馴候もの無之故、私抱置候みわハ手

馴罷在候ニ付、同人を奉公替為致呉、給金之儀者前同様機織賃を以入金

いたし度趣再應之願、無據給金四兩老分ニ相定、抱替いたし遣シ候処、

其後も種々之義申來り、織賃先借而已いたし候間、先前貸渡候分江者何

分入金無之候故、借財次第ニ相當候隨ひ、他向方賃機請織私方機者更ニ

織不申、永々機足江懸置候故、汚附賣物ニ不相成候間、情々織呉候様度

々催促および候処、織賃先借之分者他向方賃機受織賃前借いたし私方江

返済可致間、以來賃機遣シ申間舖機道具者早速引取可申旨被相斷、無據

去々六月中遣シ置候機道具引取候儀ニ御座候、右ニ付織賃先貸取調候処、

金五兩三分餘有之、其外遣置候機女帯地老筋元直段銀八拾五匁之品引留

不相渡候間、右金並帶地一同請取度趣及催促候處、帶地者賀伊助博奕ニ

打負賣拂候間、代銀ニ替前借一同去々亥年七月迄ニ返済可致間、夫追相

備申旨存外之挨拶ニ候故、驚入、返済之義追々及懸合候處、日延難聞入

候ハ、勝手次第可旨法外之断請、無詮方日延いたし置、弥七月ニ相成候

間、再應催促および候得共、不實勝手而已申居候ニ付、無據去三月中請

人吉兵衛並組合方江濟方取扱呉候相頼候得共、返済手段之懸合一向不仕

候間、去十月中猶村役人方江濟方之儀合頼候得共、弥以不実申募、濟方

不仕右様之次第ニ而者家業向差支難渋至極仕候間、何卒格別之以

御慈悲右徳次郎伊助兩人被 召出前条不実之始末御糾明之上厚 御教戒

被成下、已來家業体無恙永續仕候様被 仰付被成下置度奉願上候、右願

之通御聞濟被成下候ハ、莫太之御仁恵与難有仕合奉存候、以上

鳥居橋之助知行所

上州山田郡下広沢村

嘉永六丑年四月

名主 武右衛門④

差添人

年寄

利兵衛④

關東御取締御出役

中山誠一郎様

右の史料は、下広沢村（現群馬県桐生市）の名主武右衛門から關東取
締出役宛の願書で、桐生新町の町役人に提出されたものである。武右衛
門は「機紋引馴」の女子奉公人を置き、「農間機渡世」を行っていた。
そこに、境野村（現群馬県桐生市）の徳次郎から借金を申し込まれ、返
済を「機織賃」で行うことに取り決めたものであり、結局徳次郎方で返
済出来なくなったことにより訴訟となった事例である。その間の経緯は
左の通りである。

① 嘉永二年（一八四九）四月、境野村徳次郎の娘夫婦（「伊助夫

婦」が葉鹿村（現栃木県足利市）へ借家することになり、その引

越入用として、徳次郎が下広沢村武右衛門に金三兩の借金を申し込

んだ。返済方法は「伊助夫婦ニ賃機為織右賃銀を以返済」というも

のであり、徳次郎方では「機道具」を武右衛門より借り受けた。

② 同年五月、徳次郎が再び武右衛門へ金二兩借用申し込む。理由は、

機織奉公として抱えていた「生國不知女子」の親に見つかり、訴訟をおこされないように「女子主人方身之代償金」を支払う為。返済方法は、前月同様「機織賃を以返済」。

③ 同年十一月、伊助夫婦が葉鹿村の借家を引き払って徳次郎方に移る。徳次郎方には「機紋引馴候もの」がいなかったため、徳次郎は、武右衛門に奉公している「手馴」のみを自分方へ奉公替させることを要求。給金を定め（四両一分）、その給金を「機織賃」で支払うこととする。

④ 嘉永四年（一八五二）六月、徳次郎方では全く機を織らずに返済を先延ばしにしていたため、武右衛門は同人へ遣わしていた機道具を引き取る。結局借金返済は「他向方賃機受織賃前借いたし」で払う（武右衛門以外から賃機を代償に借用した金を、武右衛門に払う）ことになる。

⑤ 同年七月、徳次郎方は、武右衛門より預かり、勝手に売り払ってしまった「機女帯地」（見本品か）の代銀を武右衛門に返却せず。

⑥ 結局、借金返済ならず、武右衛門出訴に及ぶ。

この事例からは、幕末において、この地方における借金返済の方法の一つとして「機織賃」によるものがあつたことが判明する。「無據」ということではあつても、相手方の機織技術をあまり把握しないままに借金の賃機返済を武右衛門が受け入れたのは、この時期、この地域における機織技術の一般的普及が背景となつていたことがうかがえる。「賃機」が借金返済の手段として成立する為には、機織技術の普及が前提と

なるであろう。

また、右のケースでは、徳次郎が「生國不知女子」を機織奉公として雇い入れている。この雇用がどの様な経緯で成立したかは定かではないが、女子の親に承認されていないことから、第二節で見てきたような、「奉公人宿」を通した雇用形態ではないことが指摘できる。この時期には、「奉公人宿」を通さずに、雇い主と奉公人との相対による機織奉公の雇用が広く行われていたことを示すものである。

右で見てきたように、幕末においては、機織奉公や、賃機による借金返済が広く行われるようになったと思われ、そのことが個々の家の経営や生活のあり方を大きく変化させていったと推察される。

おわりに

十八世紀前半においては、下妻・結城・猿島地方などの現在の茨城県西部から東毛地域へ茶荷物が出荷され、そうした地域的な結びつきを背景に、逆に東毛地域から茨城県西部へ労働力（女性の茶摘奉公）が投下されるといふ、瀬戸井街道で結ばれた相互依存関係が成立していたことが判明した。

しかし桐生を中心として高機が移入されたことよつて、東毛地域内部において女性の就業機会が生まれ、特に館林地方の女性は、その就業先を茨城県西部から桐生へと変化させた。このことにより、館林地方の女性は、遠隔地まで行かずに、高給の奉公が出来るようになった。

また、東毛地域内部においても、当初は桐生地方へ奉公して製織技術

を学んでいた女子奉公人も、その技術を習得するにつれて、自らの地域において製織を行えるようになっていったと思われる。こうした問題と連動して、野州の足利町などは、桐生新町を通さずに、周辺の織物製品を直接足利町に集荷させようとして、桐生新町と争っている。そして右のような製織技術の普及は、女性の労働内容を大きく変化させ、ひいては個々の家の経営のあり方も変化させている。

右のように、各地において製織技術が普及することにより、各地それぞれが製品の出荷先として江戸と密接な関係を持つことで、それまでであった諸地域間の直接的な商取引関係もまた変容せざるを得なかった。こうした地域間関係は、江戸を仲介とする間接的な関係へと変化していくと思われる。

以上のように、特に織物業の普及の激しかった東毛地域では、女性の労働の就労機会のあり方が大きく変化した。今後も、女性労働のあり方を考察する際に、その地域的背景の変化を視野に入れる必要があると思われる。しかし同時に、こうした地域的な変化に伴う女性労働の変化が、個々の家経営にどのような影響を及ぼしているのかを考察することもあわせて重要な問題である。今後の課題としたい。

註

(1) 「近世女性の農業労働における位置」『歴史評論』三八三、一九八

二)

(2) 「農村女性の労働と生活」(女性史総合研究会編『日本女性史③近世』

東大出版会、一九八二)

(3) ①「近世後期女子労働の変遷と特質―常州下江戸村那珂家女子奉公人の分析を中心に―」(近世女性史研究会『論集近世女性史』、吉川弘文館、一九八六)、②「農村における女性の役割と諸相」(女性史総合研究会編『日本女性生活史 近世』、東大出版会、一九九〇)、③「日本近世農村の「家」経営体における労働心性とジェンダー」『歴史評論』五八八、一九九九)

(4) 群馬県は、古くは上毛野国と呼称されたが、その「毛」の文字を使用した東毛・中毛・西毛・上毛という慣用的な地域呼称が今でも使われている。「東毛」は現在の「桐生市・山田郡・太田市・新田郡・館林市・邑楽郡」が含まれる地域とされ(『角川日本地名大辞典10群馬県』)、本稿でもその意味において「東毛」を使用した。

(5) 前掲論文②。

(6) ここで述べている「桐生地方」とは、江戸時代において頻繁に使用されていた「桐生領五十四ヶ村」という地域単位を指している。この「桐生領五十四ヶ村」は、関ヶ原の戦いの時に家康に御旗絹を献上した地域とされており、近世においてはその支配関係が様々に錯綜していたにも関わらず、歎願書作成時に一定のまとまりを有した地域であった。上州山田郡・上州勢多郡・野州足利郡の一部にあたる。

(7) 『桐生織物史 上巻』(桐生織物史編纂会、一九三五)。尚、本稿では国書刊行会による復刊本(一九七四)を参考とした。

(8) 東京大学史料編纂所所蔵。次節において詳述。

(9) 常州筑波郡小田村の農政学者長嶋財信(一七八一―一八六七)の著である「おだまき」より抄出。『筑波町史 史料集 第三篇』(一九八〇)所収のものを参考とした。

(10) 水戸から下妻・古河を経て瀬戸井(上州邑楽郡のうち。現群馬県邑楽郡千代田町)に至る。「筑波山・下妻・古河および中仙道方面を結ぶ道

路として発達」(『角川日本地名大辞典8茨城県』)した。

(11) 「享保一三年茶荷物付越につき出入裁許請状」(『茨城県史料 近世社会経済編I』一九七二)

(12) 『茨城県史料 近世社会経済編I』(一九七二)所収。

(13) 南会津郡伊南村の麻商人馬場家の「覚」(『伊南村史 第五巻 資料編 四(文獻編)』、二〇〇〇)には、猿島茶を購入した記録が見えている。例えば文化十三年(一八一六)には、「忠八 五月十二日立にて、江戸

へ遣候、江戸諸用相片付さしま二而、茶荷物調ひ高原迄七月廿五日二罷帰る」とあり、恐らく麻取り引きのため江戸へ出た帰りに、茶荷物を猿島で買い調べていることが分かる。また、同史料によれば、同家は万延元年(一八六〇)には猿島・越後・江戸・水戸にて販売用の茶を求めている。

(14) 江戸時代における猿島茶の存在は、地域間関係のあり方の変化を示す一つの指標として重要であると考えられる。従って、その流通時期・流通経路と労働形態を考察することが必要である。今後の課題としたい。

(15) 『日本都市生活史料集成一〇 在郷町篇』(原田伴彦編集代表、学習研究社、一九七六)所収。

(16) この地域における、奉公人宿を通じた雇用方法の変化については、拙稿「桐生新町における奉公人宿の役割」(筑波大学歴史・人類学系『年報日本史叢 一九九八』、一九九八)参照。

(17) 『桐生織物史 上巻』には、「桐生領外機取立禁止規約」として紹介されている。安永八年(一七七九)に、近隣の足利において絹市再興が計画された事への危惧によるものとされる。ここでも「桐生領五拾四ヶ村」を対象として証文が作成されていることが注目される。

(18) 群馬県桐生市新居宝家文書。

(19) この史料は前述の新居甚兵衛の家に残されたものであり、この時期、

甚兵衛は同姓の善右衛門という人物と連携して御林の伐採を請け負うなどしていることから、新居善右衛門である可能性がある。

(20) 蓼沼前掲論文。

(21) 天保十三年(一八四二)五月の「館林藩領村々諸色値段并諸手間代引下げにつき取極書」(『群馬県史 資料編16 近世8』、一九八八)には、次のような項目がある。

一 機屋

是ハ奉公人抱方我勝ニ纏合、女子供最早十二三才より八年期取究高給金相渡候ニ付、一旦融通便利之限ニ候得とも人氣為馳、歳然之農事ニおこたり田畑手余り、且子もの等ハ一切無之、畢竟小兒撫育ニ差支人少ニ相成基候、其上当時の風柄ニて兎角農を厭ひ、平常とも髪着るいと取繕、農家之風俗を崩し候次第甚不宜儀ニ付、右渡世是迄有来候分も追々相止、新規機屋相始候儀者勿論、自今以後出機決而不相成、若不用者ハ機主引受人とも不知、早々大小惣代江申出其筋江可申立候事

(22) 桐生市立図書館所蔵長沢家文書。

(たてぬま・あやこ 筑波大学大学院博士課程)